

# 親鸞の仮名づかい

金子 彰

## 一、はじめに

本稿は、鎌倉時代語史料を記述する一環として、親鸞遺文を取りあげ、表記の問題、その中で、和語の仮名づかいについて、記述を試みようとするものである。

親鸞聖人より十一歳年長である藤原定家の仮名づかいは、『下官集』等で知られる所であるが、浄土真宗の開祖、親鸞聖人にも仮名づかいについて、独特な用法が窺える。これは、語音が移り変わりつつある過渡期に生きた人間が、表記に意を用いるとすると、表記生活における意識的な配慮の現われである。本稿では、親鸞の仮名づかいの実態をその遺文から明らかにし、その実態から窺える仮名づかいの傾向を把握する事を主目的とする。

従来の研究には、

①吉沢義則博士「親鸞上人の写語法」(竜谷大学論叢、大正11年)

②小林芳規博士「鎌倉時代語史料としての草稿本教行信証古点」

(東洋大学大学院紀要、昭和40年)

③山内育男氏「かなづかいの歴史」(講座国語史2、大修館、昭和47年)

の御論考がある。(以下、論文番号で引用する。)是等の各論は、

ある特定の遺文を取りあげての御指摘である。本稿では、次の手続により、親鸞の仮名づかいの傾向と、当時の社会における親鸞の仮名づかいの位置づけを考察する。

(1)、書写年代順に、遺文の実態を明らかにし、年令と用法との関係について考察する。

(2)、書簡や親鸞の自著類と、他者の著書を親鸞が転写した写本類とにおける用法の相違を考察する。

(3)、片仮名と平仮名とにおける、表記法の異なる遺文での用法の相違を考察する。

(4)、右で明らかにした仮名づかいの実態を、親鸞を取り巻く環境(師法然、夫人、弟子の書簡類)から比較考察する。更に、同時期に、仮名づかいを実行した定家の『下官集』と比較する。

尚、本稿で取り扱う資料は、『親鸞聖人真蹟集成』(九巻、法蔵館昭和48・49年)の写真複製本を用い、引用用例には、本複製本の出現頁、行数を掲げる。

## 二、訂正箇所

関東の門人、慶信が、郷里での教義上の混乱の様子を報告し、自分の信ずる所を書いて、師の聖人に意見を求めた書簡がある(書簡内12)。聖人は、その疑問に答えられた後、

○このほかのことはせうくもしをなをしてまいらせ候也(内1)

1)と、弟子の書簡の字句を削除し、加筆し、訂正して返送している。

○教レ↓教へノユエ。(墨消後、右傍へ「レノユエ」と訂正)

○心得候ヒナン↓心得候ヒナム。「レン」の上に「ム」を重ね書

この例に止まらず、遺文全体に字句の訂正箇所があり、その中で、

一番目に付くものは、仮名づかひに關する箇所である。この仮名の

訂正は、親鸞が仮名づかひに意を用いた現われであらう。その訂正

箇所には、まず、親鸞の仮名づかひを探って見る。訂正例の二、三を

最初に示す。分類し比較する規準を本稿では古用に置き、それに適

うものと、適わぬものとを掲げると、以下の如くである。

○往生の業は・一念に・たれりと・いへとも(「レ悉」の上に「レへ」

を重ね書き。『唯信抄』平仮名本、七七―四)

○カハネオ・シヨスル(「オ」の右傍に朱で「ヲ」と訂正。『西

方指南抄』下本九四―四)

○法文オモ(某字の上に「オ」を重ね書き。更に右傍へ朱で「オ」

と訂正。『西方指南抄』下末六〇―五)

と古用に適う訂正へ抄出V

○明年の十月のころまでも生きて候は、(書簡(四)―19)

○よわしといふ(『唯信抄』平仮名本、六四―1)

○うたかひ(『唯信抄』平仮名本、一―3・三八―3・四〇―4)

○ユメノ中ニトヤウ(『西方指南抄』中本九二―2)

○返、(『西方指南抄』中本八八―2)

○ナニヲモテノユヘニ(『西方指南抄』上末一一九―1)

○穢(『浄土高僧和讃』上末八一―3)

B古用に適わぬ訂正へ抄出V

○至誠心これすなわち(『唯信抄』平仮名本、一三―5)

○念佛をまふすへし(『唯信抄』平仮名本、一〇―1)

○答(『西方指南抄』下本一七三―5)

○専修ヲ・サエヌ・行ニテモ(障)(『西方指南抄』中末九七―1)

○ユヘニ(『唯信抄文意』正月十一日本、一〇四―2)

○ヒトエニ(『唯信抄』東本願寺本断簡、八―1)

○悪人ナリ(『西方指南抄』下本一二五―5)

○生オモ・死オモ(『西方指南抄』上本一二七―4)

是等、訂正された仮名は、A古用に適う、B古用に適わぬ、それぞ

れ21異語が見え、次の2語を除いて、同一語は、同一の訂正が施さ

れている。

○コタウラクハ(『西方指南抄』下本一七三―5)

○コタフ(『西方指南抄』下末八三―2)

○ユヘニ(『唯信抄文意』正月十一日本、一〇四―2)

○ユエ(書簡(六)―32)

以上の訂正箇所の仮名を、『下官集』所載の同一語と比較すると、

A古用に適う訂正箇所の仮名づかひは、『下官集』と一致する。

うたかひ たかひに いへとも カヘス、(『下官集』かへ

りこと かへし)

キコエタリ 教へ エ(穢)

B古用に適わぬ訂正箇所の仮名づかひは、『下官集』と一致する。

(ただし、親鸞もゆれている)

ユヘ・ユエ(『下官集』ゆへ)

この結果、親鸞の訂正箇所<sup>4</sup>の仮名づかいが、『下官集』と一致し、それが依拠したと言われる平安時代の旧草子類と同じものである傾向のあることが窺える。では、訂正箇所<sup>4</sup>で示された仮名づかいが、遺文全体の仮名づかいを明確に現わしているものかどうか。次に、具体的に見ていく。

### 三、助詞「ヲ」の仮名づかい

親鸞の独特な仮名づかいのひとつに、助詞「ヲ」がある。論文①で、単独で用いる時は「ヲ」と表記し、「モ・バ・ヤ」等と複合する時は、「オモ・オバ・オヤ」等と「オ」を用いる事が指摘され、これを承けて、論文②で『草稿本教行信証』にも、同用法のある事が証され、論文③で『尊号真像銘文』にも同用法を指摘された。

#### (1) 書写年代との関係

この仮名づかいを、前記各論考は、取り扱った各資料から、

①吉沢博士<sup>11</sup>康元元年（一二五六）末から

②小林博士<sup>12</sup>康元元年以前（『草稿本教行信証』の加点時が不明の為、断定を避けておられる。）

③山内氏<sup>13</sup>建長七年（一二五五）

に用いていると説かれる。『親鸞聖人真蹟集成』所載の遺文全般から帰納すると、一番時期の早い『唯信抄』平仮名本、（文暦二年（一二三五）、六十三歳）にまで、その確証をあげる事が出来る。

（表1、参照）この用法が、更に若い時期から行われていたのかどうか、遺文を見得ない現時点では断定出来ないが、『草稿本教行信証』では、数次に渡る加点中、「何等ヲカ 非ルヲハ 邪ヲト 戒ヲヤ」

等、親鸞にとっての違例は、一番早い時期の加点仮名に偏るとの指

〔表1〕

摘もあり<sup>注4</sup>、この事が、若い時期の用法と何か関係があるものか、現時点では断定出来ない。（表1の数字は用例数）

ラ タ ニ	ラ シ テ	ヲ モ テ	ヲ カ	ヲ ヤ	ヲ モ	ヲ ハ	オ モ テ	オ カ	オ ヤ	オ モ	オ ハ	年 齢	複 合 助 詞	
													遺文名	
									3	10	4	63	唯信抄（平仮名本）	
										1	6	76	浄土和讃	
											3	20	83	浄土高僧和讃
									2	14	8	83	唯信抄（西本願寺本）	
	1	3									2	83	尊号真像銘文（略本）	
		1									1	83	書簡（三）	
	25		1	2					2		5	84	浄土論註	
				2								84	書簡（四）	
	3	5	20		1	2	4	1	8	19	69	101	85	西方指南抄
						1							85	書簡（八）
						2							85	書簡（九）
						2							85	書簡（十）
	2										7	85	唯信抄文意（正月十一日本）	
										0	13	85	一念多念文意	
											2	85	正像末法和讃	
	1	4								3	6	86	尊号真像銘文（広本）	
						1						91	書簡（廿）	

〔書簡、自著と、他者の著書を転写したものと〕の関係

遺文中、『唯信抄』と『西方指南抄』とは、親鸞が他者の著書を転写したものである。前者は、同じ法然門下の兄弟弟子に当る聖覚法印の著書である。奥書から、承久三年（一二二二）に書かれ、当時四十九歳で関東に在った親鸞は、この書に接し傾倒し、自ら書写しては弟子に与え、現存本だけでも四本が自筆として伝わっている。

後者は、師法然の言行録、法語、書簡等を親鸞が編纂し書写したものである。しかも、この二書とも、助詞「ヲ」の複合形の仮名づかいは、書簡や自著の用法と同じである。これは、親鸞が、他者の著書等を転写する際にも、自己の独特の用法を用いた事を示している。

『西方指南抄』について、その具体例を見る。複合助詞の独特な「オハ<sup>101</sup> オモ<sup>11</sup> 69 オヤ<sup>11</sup> 19」例に対し、「ヲハ<sup>11</sup> 4 ラモ<sup>11</sup> 2 ヲヤ<sup>11</sup> 1」は少例である。『西方指南抄』所載の法然書簡二通について検討すると、

「しやう如ぼうへ御消息」（下本九一―一三二）

○ヲヤ<sup>11</sup> コトワリヲヤ・申ヒラキ・候ト（下本二一九―1）

○オヤ<sup>11</sup> 4 例

「おほこの太郎へ御返事」（下本三二―九〇）

○ヲハ<sup>11</sup> 悪ヲハ・サレハ・仏ノ・御コ<sup>11</sup>・ロニ（下本八二―5）

○オハ<sup>11</sup> 15 例

○ヨク、・往生ヲモ・ネカヒ・念仏オモ・ハケマセ（下本八九―

3）

○オモ<sup>11</sup> 16 例

「オヤ・オハ・オモ」の仮名づかひが多い。法然自筆の書簡におけ

る、この仮名づかひが問題となるが、法然書簡に本用法が認められないならば、『西方指南抄』は、親鸞独特の表記と言い得る。

〔親鸞を取り巻く人々との関係

では、この複合助詞の仮名づかひが、師法然上人の直筆書簡に存しているかどうか。1例のみ、認められるようである。親鸞の夫人、恵信尼の書簡には見えない。親鸞に近侍した弟子の中には、わずかに同じ用法を使っている者が居る様に見える。その弟子である蓮位、淨信は、親鸞帰洛後にその側に侍した、洛中居住弟子であり、師の用法を学んだものかとも思われる。所で、『興福寺本往生要集』に「オハ（2）オカ（1）オヤ（2）オシテ（1）」が存し、親鸞の仮名づかひとの類似が指摘された。『往生要集』は横川の源信の著であり、横川は若く親鸞が常行三昧堂で修行したかと言われる所である。しかし、現時点での両者の関係は断定出来ない。

法然上人自筆書簡「熊谷直実蓮生へつかわす御返事」（年次不詳）

○をは<sup>11</sup> ことしなんとをは（54行）

○をも<sup>11</sup> おこなひをも（13行）

○おかは<sup>11</sup> そのほかにほかにことおかは（46行）

恵信尼の書簡（第一・二通は彼女75歳、親鸞84歳、第三・十通は彼女82―87歳）

○をは<sup>11</sup> 5 例 ○をも<sup>11</sup> 1 例 ○をして<sup>11</sup> 1 例

慶信から親鸞への書簡

○ヲモ<sup>11</sup> 場所ノ不浄ヲモ

蓮位から慶信への書簡

○ヲモテ<sup>11</sup> 御自身ヲモテ

○オソ 〓オホセ候オソ

浄信から親鸞への書簡

○オハ 〓ハカラヒオハ

(㊦)片仮名、平仮名における表記の関係

遺文中、『唯信抄』平仮名本と書簡とは、平仮名で表記されている。書簡中、「ヲ」の複合助詞が見える六通の中で、書簡㉑に一例「おも」が見える他は、書簡のこの仮名づかいは、他の遺文と異なって「をは・をも・をもて」である。同じ平仮名表記である『唯信抄』平仮名本では、独特な「おは・おも・おや」のみであるので、「助詞『を』」のこの特異な表記法は片仮名文章のばあいだけのものではあつたかもしれない」という説は、あてはまらない様である。それにしても、書簡にのみ、親鸞はこの独特な仮名づかいを実行していないのは、どういう意味を持つものであるうか。書簡は、遺文中で、親鸞本来のものが表出し易いものであるうか。そこには、仮名づかいかいも、彼独特の表記法が現われていて当然のことと思われるが、実態は逆である。今仮に、「晴・曇」という遺文の性格で考えて見ると、宗教家にとって、社会を強く意識し、読者に多数を想定して教義を説くものが、言わば「晴」の遺文にあたり、一個人に親しく語りかける書簡が「曇」の遺文にあたらう。「晴」の文章では、自己主張として、自分の創りあげた独特なもので強調し、仮名づかいかいにおいても、独特な用法を用いている訳であらうか。複合助詞「ヲ」の仮名づかいかいを、親鸞がどう意識していたか。書簡に存在しない事実も、偶然を越えたものを感じさせる。しかし、以後の帰納が示すように、書簡における仮名づかいかいが、他の遺文類と異なっているのは、この助詞「ヲ」だけであり、書簡に、親鸞が特に他の遺文と異

なる意識を持っていたと断定も出来ない。

以下、書簡の例を掲げる。

書簡㉑

○そしる人於もにくみ (83行) ○こゝろをもて (12行)

書簡㉒

○十念をもせんは (18行) ○ひとこゑをもとなへ (17行)

書簡㉓

○まことの信心の人をハ (20行)

書簡㉔

○无上信心をハ (7行) ○まことの信心をは (18行)

書簡㉕

○みろくをハ (10行) ○眞実信心をえたる人をハ (12行)

書簡㉖

○このものともをも (19行)

#### 四、語頭「オ」の仮名づかいかい

複合助詞「オハ・オヤ・オモ」等の仮名づかいかいは何に拠っているのか。論文㉑で「二音節以上から成る単語の第一音節には『オ』が用いられる」という事が指摘されている。古用で、ア行の「オ」で表記される語は無論、古用でワ行の「ヲ」で表記される語も亦、第一音節は「オ」と表記されている『草稿本教行信証』から帰納されたものである。以下、『唯信抄』平仮名本、『唯信抄』西本願寺本、『唯信抄文意』正月十一日本、『一念多念文意』、書簡、『西方指南抄』、『三帖和讃』において、語頭「オ」の実態を見ると、A古用「ヲ」を「オ」と表記するものが、各遺文に見えるのに対して

B古用「オ」を「ヲ」と表記するものは、次の二例が見えるのみである。

○申をきて (書簡色―8)

○申をかす候 (書簡色―17)

この実態から、親鸞における語頭「オ」の仮名づかいが、各遺文共通に、明確なものであると言える。そこに、親鸞が拠った所を読みとる事が出来る。右の「申をきて・申をかす」も、複合動詞と見れば、「をく(置)」は、語頭とはならず、この規範は、ますます確かに実行されていた事になる。しかも、遺文中(書写年齢の早い時期のものから実行されている点、(回)自著以外の他者の著書を転写したのものにも実行されている点、(片)仮名、平仮名の両表記に実行されている点も指摘出来る訳である。

この、語頭に「オ」を置く規範からすると、複合動詞「オハ・オモ・オヤ・オカ」について、一語意識が強かったのであろう。それに対して「ヲモテ・ヲシテ・ヲタニ」は、その意識が弱かったようである。<sup>注15</sup>「ヲモ」と表記された場合、行末に助詞「ヲ」が来た時、「ヲ」と小字で表記され、改行した行頭には「モ」が大字で表記されて、「ヲ」と「モ」を分割しようとした例がある事からも窺える。

○往生ヲモ・ネカヒ・念仏オモ (『西方指南抄』下本八九―3)

では、何故、二音節以上(助詞を含む)の語の語頭に「オ」を表記したのであるか。これは、親鸞独自の考えで成されたものと断定してよいか。あるいは、『興福寺本往生要集』で、「オハル、オシフ、オシム、オカス、オフ、オソシ」等、古用「ヲ」を「オ」と表記している事実があり(鈴木一男氏御指摘・注7)、これを書写

した環境において成されていたものか。あるいは、当期「上にかくお、下にかくを」という「位置の原則」があったとする『和歌大綱』<sup>註16</sup>等と如何に係わるのか、現時点では結論が出せない。

## 五、仮名づかいの一定性

助詞「ヲ」と語頭「オ」の仮名づかい以外には、論文①と②で、①ヲ辞の場合のやうな決定的なものでは無いが、家はイエ、雖はイエトモ、云りはイヘリと書くといふやうに、稀薄ながらも同形は同一の仮名で表はさうといふ考が有つたやうであるが②「同形は同一の仮名で表はさう」という考えがどの程度まで意識されたのか疑問である

と、説かれている。①「稀薄ながら」とか、②「どの程度まで意識されたのか疑問である」と言われる仮名づかいについて検討する。具体的な語の分析に入る前に、全般的な傾向を把握しておく。

(1)同一語の仮名づかいの一定性につき  
(2)A古用に適うB古用に適わぬ、仮名づかいの使用傾向につき  
取り扱う遺文は『唯信抄』平仮名本、『唯信抄』西本願寺本、『唯信抄文意』『一念多念文意』、書簡、『西方指南抄』である。

(1)同一語の仮名づかいの一定性について

論文②の根拠は、「スナハチ ネカヒ ハカラフ ムカフ ヒトヘニ ワキマヘ ヲシヘ ヲヘ クルホス キホヒ トホ(遠)」の語に、「ヒトヘニ ヒトエニ」の如く両用の仮名づかいあると言う事実に基づいている。同一語における両用表記語の存在は、「同

形は同一の仮名で表はさう」という考えがどの程度まで意識されたのか疑問である」と言う説に結びつくが、この説は、以下に挙げる視点を考慮された後に発言されたものであろうか。即ち、両用表記語は、一定の仮名づかいで統一されている語との対比において、如何なる比率で存在するのか。更に、両用表記語も、その各語毎に一樣の仮名が偏って使用されているのかどうか。という点である。

以下、六遺文中の両用表記語の検討を試みる。両用表記語は、「ハ・ワ」 $\parallel$  41異語、「ヒ・キ・イ」 $\parallel$  10異語、「フ・ウ」 $\parallel$  7異語「ヘ・エ・エ」 $\parallel$  40異語、「ホ・ヲ・オ」 $\parallel$  5異語

が見える。この両用表記語の仮名づかいの実態をA古用に適うB古用に適わぬ、C偏りが見えぬ、と言う傾向に分類する。その結果、遺文では、同一語で両用表記のある語は、A古用に適う、かB古用に適わぬかのどちらかに、仮名づかいが偏って使用されている傾向が窺える。

A古用に適う傾向の語

キラハス	(8)	キラワス	(2)	アハスル	(5)	アワスル	(1)
アハレミ	(10)	アワレミ	(3)	イハム	(12)	イワム	(2)
オハリ	(8)	オワリ	(2)	オハル	(39)	オワル	(5)
クハシク	(9)	クワシク	(3)	タマハス	(57)	タマワス	(1)
ツカハス	(4)	ツカワス	(1)	イトヒ	(3)	イトイ	(1)
トヒ(問)	(12)	トイ	(1)	ヨハヒテ	(3)	ヨハイテ	(1)
ウタカフ	(3)	ウタカウ	(1)	カナフ	(5)	カナウ	(1)
トフ(問)	(32)	トウ	(1)	イヘル	(13)	イエル	(13)
ウヘ	(42)	ウエ	(9)	カヘル	(8)	カエル	(1)
カムカヘテ	(7)	カムカエテ	(1)	ヒトヘニ	(21)	ヒトエニ	(1)

ムカヘリ	(6)	ムカエリ	(2)	トホル	(5)	トオル	(1)
ナホ	(45)	ナヲ	(1)	ネカハム	(17)	ネカワム	(5)

B古用に適わぬ傾向の語

カタワラ	(5)	カタハラ	(1)	サワリ障	(6)	サハリ	(1)
スナワチ	(15)	スナハチ	(2)	キオイ	(3)	キオヒ	(1)
ハカライ	(8)	ハカラヒ	(3)	タウトシ	(5)	タフトシ	(1)
マフス	(多)	マウス	(2)	イエトモ	(63)	イヘトモ	(4)
オシエ	(22)	オシヘ	(8)	ユヘ	(25)	ユエ	(3)

C偏りが見えぬ語(用例が2以下の語18語は省略)

アラハス	(24)	アラワス	(34)	クハヘ	(5)	クワヘ	(12)
ヨワシ	(12)	ヨハシ	(5)	チカヒ	(3)	チカイ	(3)
アタヘ	(3)	アタエテ	(3)	クハヘ	(7)	クハエ	(6)
コタヘテ	(5)	コタエテ	(11)	ソナヘ	(3)	ソナエ	(4)
タトヘハ	(12)	タトエハ	(7)	トナヘ	(17)	トナエ	(21)

その他、ヤ行動詞「オホエヌ(32)オホヘヌ(7)、キコエ(15)キコヘ(5)」等は「エ」と表記する傾向に見える。

次に、各遺文毎に、両用表記語の存在を見ると、以下の如くである。各遺文とも、一樣で表記されている語より少ない。

『唯信抄』平仮名本	63歳	両用表記語10	一樣表記語80
『唯信抄』西本願寺本	83歳	両用表記語6	一樣表記語103
『唯信抄』西本願寺本	83歳	両用表記語9	一樣表記語83
『一念多念文意』	85歳	両用表記語5	一樣表記語72

書簡

71~91歳 両用表記語10 一樣表記語64

『西方指南抄』

84・85歳 両用表記語62 一樣表記語362

以上から、両用表記語はそれぞれ、一定の仮名づかいを実行する傾向にある。親鸞においては「同形は同一の仮名で表はさう」という傾向がかなりあったものと認められる。調査した六遺文に関して(イ)書写年代と仮名づかいの揺れの度合は、関係ないと言える。しかし、青壮年代での仮名づかいが、晩年のものと同様であったものかどうか。現在解明し得ない所である。

(ロ)書簡や自著と、他者の著書を転写したものととの関係  
(ハ)片仮名、平仮名における表記の関係

この二点も、(イ)同様、それぞれに違いは認められない。

(ニ)『下官集』と、親鸞の両用表記語との比較

親鸞遺文の同一語に両用の仮名を使用する語は、『下官集』所載語と一致するものが多い。親鸞において、仮名づかいの揺れている語は、また、定家にとっても関心のあった語と言えよう。そして、両者の仮名づかいが一致する傾向にあるものが12語、一致しない傾向にあるものが3語、親鸞遺文の用例からは、その仮名づかいの傾向がわからないものが5語ある。これらは、『下官集』と一致する語が多く、古用とも一致する割合が多いという傾向を示している。

A 『下官集』と一致する傾向の語

ウタカヒ カナフ トフ イヘリ ウヘ カスヘテ カヘナス  
カヘル タトヘハ ムカヘリ ユヘ 申をきて

B 『下官集』と一致しない傾向の語

イエトモ コタエテ オシエ

C 親鸞の仮名づかいが一定していない語

クハエテ クハヘテ ココロエ ココロヘ スエ スエ

ソナエテ ソナヘ ッタヘテ ッタエテ

(2) A古用に適うB古用に適わぬ仮名づかいの使用傾向について  
A古用に適う仮名づかい(六遺文の各異語数を加えた数。ヤ行動詞は除く)

「ハ」||18 「ワ」||6 「ヒ」||11 「キ」||18  
「フ」||99 「ウ」||10 「ヘ」||108 「エ」||7 「エ」||18  
「ホ」||40

B古用に適わぬ仮名づかい

「ハ↓フ」||100 「ワ↓ハ」||6  
「ヒ↓イ」||26 「キ↓イ」||6  
「フ↓ウ」||17 「ウ↓フ」||8  
「ヘ↓エ」||5 「エ↓ヘ」||8 「エ↓ヘ」||7  
「ヘ↓エ」||56 「エ↓エ」||3  
「ホ↓フ」||5 「ホ↓オ」||10

以上の結果から、古用「ハ」を「ワ」と表記するものが多い事がわかるが、それ以外は、古用に適う仮名づかいが多いことがわかる。全般的には、この傾向が親鸞の仮名づかいの傾向と言えるが、各語毎に見ると、古用に適わぬ語も、適わぬ一語毎の一定性がある事は既に見た通りである。前記論文①②で「稀薄ながらも同形は同一の仮名で表はさうといふ考が有った」、「同形は同一の仮名で表はさう」という考えがどの程度まで意識されたのか疑問である」と説



かれた親鸞の仮名づかいは、以上見た通り、その一定性が確かめられる、傾向のものだと言えるのではなからうか(傍線筆者)。

六、「エ」「キ」の仮名づかい

藤原定家は、語頭にのみ「エ」と「江(ヤ行)」、「キ」と「イ」の語音の区別を保持し、語中では区別を失っていたと言われる。十一歳年少の親鸞においては、語頭のこの区別がかならずしも明確でない瀬戸ざわであつたろうとも言われる。では、そういう状況下での、具体的な仮名づかいは如何なるものであろうか。まず「エ」「キ」について検討する。

(1) 語中「エ」

A古用に適う仮名づかい(数字は用例数)

『唯信抄』西本願寺本 チエ(1)

『一念多念文意』

コエ(1) ヒトコエ(1)

書簡

ひとこゑ(3)

『西方指南抄』

コエ(22) コスエ(2) スエ(擧)(1)

(末)(1)

B古用に適わぬ仮名づかい

「エ↓エ」

『唯信抄』平仮名本

ゆえに(1) ゆえは(1)

書簡

ユエ(1)

『西方指南抄』

スエ(1)

「エ↓ハ」

『唯信抄』平仮名本

ゆへ(11)

『唯信抄』西本願寺本

ユへ(24)

『唯信抄文意』

ユへ(27) カルカユへニ(1)

『一念多念文意』

ユへ(19) カルカユへニ(1)

書簡

ゆへ(13)

『西方指南抄』

ユへ(24)

「へ↓エ」

『唯信抄』平仮名本

いゑとも(3)

『唯信抄』西本願寺本

イエトモ(4)

『一念多念文意』

イエトモ(1)

『西方指南抄』

イエトモ(59) イエ(家)(6)

A古用に適う「チエ(知恵)コエ(声)ヒトコエ」と、B古用に適

わない「ユへ(故)カルカユへニ イエ(家)イエトモ」との二様

の仮名づかいが、各語毎に統一されている様である。

(2) ヤ行動詞

『唯信抄』平仮名本

いえ(隠) (2) きこえたり(1)

『唯信抄文意』

タエス(絶) (2) コエテ(越) (3)

『一念多念文意』

タヘタリ (1) ミエタリ (1)

『一念多念文意』

タエス (4) コエテ (2)

書簡

キエス (1) ミエ(見) (1)

おほえ

(1) みえ (4)

きこえ

(1) きこへ (1)

ヤ行動詞に「エ」の仮名を使用する傾向があり、「タへ(絶) (1) きこへ(聞) (1)」と「へ」の仮名も見える。「越ゆ・報ゆ」はヤ行動詞に転化させていると指摘もあるがヤ行の動詞としておく。

(3) 語中「キ」

A古用に適う仮名づかい

『唯信抄』平仮名本

もちあす (1)

『唯信抄』西本願寺本

クラキ (2) モチキ (2)

『唯信抄文意』

クラキ (2)

『一念多念文意』

クラキ (16) モチキ (1)

書簡

くらみ (6) クラキ (1)

『西方指南抄』

クラキ (2) モチキ (10)

B古用に適わぬ仮名づかい

「キ→イ」

『唯信抄』西本願寺本

マイリテ (1)

『唯信抄文意』

マイラセ (1)

書簡

まいらす、まいりあふ (14)

『西方指南抄』

マイラス (60)

「ヒ→キ」

『西方指南抄』

シキテ (2) チキサキ (1)

A古用に適う「クラキ」(位)モチキル(用)と、B古用に適わぬ

「マイル」との二様の仮名づかいが、各語毎に統一されている様で

ある。「シキテ(強)」は、『西方指南抄』に「シヒテ(2)」もあり、揺れている例である。

(4) 語頭「エ」「キ」

論文②③で、語頭「エ」の語音の区別は、失われていたか、と説かれる。

エテ(魁) 『一念多念文意』 『草稿本教行信証』

エト(織土) 『唯信抄文意』

右の指摘以外に、「エ」と表記した所もあり、語音の区別が失われていたかどうか、断定しかねる所である。

○織土ラステ、(『唯信抄文意』正月十一日本、二一―一)

尚、弟子の書写に係る『浄土高僧和讃八一―3』にも「織」がある。語頭「キ」については、A古用に適う「キナカ(1)キル(率)(3)」「一念多念文意」(「キナカ(1)キテ(率)(4)」「唯信抄文意」)があり、B古用に適わぬ「キチ」が漢数字「二」の訓みとしてある。この「キチ(二)」は、「読み癖としての唇音化傾向」とする説がある。

以上、「エ・キ」の仮名づかいをまとめると、先に見た仮名づかいで指摘出来た事と同傾向を示す事がわかる。それは(イ)書写年代の相違による揺れが多くなく、(ロ)自著類と他者の著書を転写したものでも差はなく、(ハ)片仮名、平仮名と言う表記法の別でも相違は見えないという点である。そして、A古用に適う、B古用に適わぬ、それぞれの仮名づかいが併存し、しかも、同一語には同一の仮名を表記している。

七、ハ行の語中・語尾の仮名づかい(まとめにかえて)

最後に、古用に適わぬハ行の語中・語尾の仮名づかいについてのみ見ておく。(遺文全般の具体的な用例は、別の機会に提示したい。)遺文中の古用に適わぬ語を『下官集』と比較すると、その仮名づかいが一致しないものが多い。

A 『下官集』と仮名づかいが一致する語(掲出用例は親鸞遺文)  
そなえたらむ

B 『下官集』と仮名づかいが一致しない語

ヨワイ うたかいなく ツイニ イエ(家) イエトモ

イエル(言) ウエ(上) おしえ オトロエテ カエル(帰)

サエ ソエル タマエリ タトエ なすらえて

現時点では、古用に適わぬ仮名づかいの各語相互に、何らかの共通性を見出す事が出来ず、親鸞が、各語毎に、個別に仮名を決めていたとしか判断出来ない。しかも、各語毎の仮名づかいは一定性が認められる事から、仮名づかいに意を用いた彼が抱った規範が何であったのか。今後はそこに焦点を絞って考えたい。彼の属した環境をさかのぼって調査する事によって『興福寺本往生要集』のような共通性のあるものが指摘出来るかもしれない。日野家出身である点や比叡山で二十九歳まで生活した言語環境、以後、法然門下として一生を送った環境のどれが一番、晩年の遺文に見える仮名づかいと関係が深いものなのか。仮名づかいは、学習し修得するものだと考えて立てば、彼が依った規範の源が、彼が属した言語環境を追求して行くうちに解明出来るかもしれない。しかし又、仮名づかいは、各個人の独自の規範で成立するものだと言う考えに立てば、個人毎の仮名づかいを帰納して、依った規範を探らなければならない。例えば、親鸞より四十歳年長の法然(長承二年(一一三三)生)のそれは、古用に適うと言う事であるらしいし、定家は、アクセントと旧草子類に依って仮名づかいの規範を用いているわけである。さすれば、

親鸞の依った規範が、語頭と言う位置で「オ」を表記しようとするもの以外にどの様な点を指摘出来るのか。規範という点に関して、別の機会に考えて見たい。

以上、本稿では、同一語には同一の仮名づかいの傾向があり、親鸞が仮名づかいに意を用いていた実態を報告した。

注

1、当該の語音が、文字によって書き分けられている時代の用法という意味で使う。遺文相互、親鸞と他者を比較する共通規範として古用を用いる。

2、三帖和讃は、親鸞の真筆に係る箇所がわずかで、弟子の書写ではあるが、参考に掲げた。

3、三帖和讃の訂正箇所は、数に入れない。

4、論文⑩ 50頁

5、平松令三氏解説 本複製、巻八361頁

6、慶信は関東の門人。門弟交名牒に「下野高田庄」と注す。蓮位は、門弟交名牒に浴中居住弟子と注した中に名が出、親鸞師落後、その左右に侍していたようである。(注9同 補注255頁)

7、鈴木一男氏、訓点語学会発表資料「興福寺本往生要集の仮名づかい―オとワの混同を中心として―」(昭和47年10月)。

8、赤松俊秀博士『親鸞』(吉川弘文館、昭和36年) 35頁。

9、『日本思想大系10』口絵写真による。恵信尼と弟子は『古典大系82』(岩波書店)による。

10、本複製 第四巻 412頁から。

11、平仮名「お」の字母と複合助詞との関係は無いようである。

「おも」6 於も」4 おは」2 於は」2 おや」2 於や

11

12、論文③ 578頁

13、アクセントによって、複合助詞を使い分けてはいない。金田一春彦『四座講式の研究』、秋水一枝『古今集声点本の研究資料篇』によると、下接助詞の如何に関係なく「ヲ」のアクセントは一定で「をは」（上上・上平）「をか」（上平・上上）となっている。

14 論文② 50頁

15 『西方指南抄』には、本稿の一覧表に掲げなかった、他の複合助詞「オカハ|| 1 オソ|| 1 オノミ|| 2 ヲソ|| 2」がある。

16、論文③ 585頁。『和歌大綱』による。

17、同右 596頁

18、同右 577頁

19、福永静哉『浄土真宗伝承音の研究』（風間書房） 580頁

（付記）本稿は、小林芳規先生の御指導のもとに、昭和五十一年度提出した修士論文の一部を改稿したものである。鎌倉時代語研究の道にお導き下さった先生に、心から感謝申しあげる。又室山敏昭・佐々木峻先生、菅原範夫氏に種々御教示を賜り、第34回広島大学国語談話会（昭52・7）で発表した席上、木原茂、清瀬良一先生から御指導を受ける事が出来た。記して、厚く御礼申しあげる。

（広島大学大学院博士課程後期在学）